

第3 監査の実施

1 広島市中小企業融資制度及び広島県信用保証協会に対する損失補償制度

(1) 監査対象事業の概要

ア 広島市中小企業融資制度

(7) 意義

広島市中小企業融資制度は、広島市が、広島市内の中小企業者及び組合を融資対象として、広島市中小企業融資制度に定める融資の取扱金融機関及び広島県信用保証協会と協調して実施する制度融資の枠組みである。

昭和25年度から実施されている。

(イ) 目的

広島市中小企業融資制度は、広島市内の中小企業者及び組合に対し、事業活動に必要な資金の供給を円滑化することを目的とする（広島市中小企業融資制度要綱第1章第1項）。

(ウ) 規範等

広島市中小企業融資制度は、以下の規範等によって規律されている。

- ・ 広島市中小企業融資制度要綱
- ・ 広島市中小企業融資制度要綱に基づく融資資金の預託及び融資に関する覚書

(エ) 仕組み

a 融資資金

広島市は、広島市中小企業融資制度要綱に基づき、取扱金融機関との間で広島市中小企業融資制度要綱に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書を取り交わし、同要綱に定める融資のための資金を取扱金融機関へ預託し、取扱金融機関は、同要綱に定める融資を行う場合は、預託を受けた額に広島市が指示する倍率を乗じた額以上の額を融資する（広島市中小企業融資制度要綱第1章第6項）。

b 融資対象

広島市中小企業融資制度要綱に定める融資の対象となる者は、原則として、

- ① 広島市内に店舗、工場等の主たる事業所を有する中小企業者であって、個人においては広島市内に住所を有し、法人においては広島市内に本店又

は支店登記がされている者

② 許認可又は届出を要する事業にあっては、その許認可等を受けている者又は受けることが確実な者

③ 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種を営む者であること

④ 広島県信用保証協会の保証対象業種を営む者であること

のいずれにも該当する者で、

- ・ 現に金融機関の取引停止処分を受けている者
- ・ 広島県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者及びその連帯保証人
- ・ 当該事業に係る市民税を滞納している者
- ・ 広島市融資制度を利用している者で、返還金の滞納その他、契約不履行をしている者
- ・ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

のいずれにも該当しない者である（広島市中小企業融資制度要綱第1章第4項）。

c 融資条件

広島市中小企業融資制度要綱に定める融資条件は、原則として、以下のとおりとする。

融資形式 証書貸付とする。なお、融資期間が1年を超えない場合は手形貸付とすることができる。

返済方法 原則として、月賦償還とする。

（広島市中小企業融資制度要綱第1章第8項）

d 融資制度（平成27年度）

(a) 一般振興融資

一般振興融資は、広島市内の中小企業者及び組合に対し、経営の安定化及び設備の近代化又は商店街等の組合による共同事業等に必要な事業資金を供給することにより、経営の健全化と事業の発展に資することを目的とする。一般振興融資の種類として、① 一般資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年2.1パーセント以下とする。）と、②

高度化資金（その融資限度額は広島県中小企業支援資金貸付規則第3条第1項の規定に基づく貸付の対象となる事業費の10パーセント以内とし、融資利率は年1.6パーセント以下とする。）がある。（広島市中小企業融資制度要綱第2章第1）

(b) 小規模事業融資

小規模事業融資は、金融機関から融資を受けることが困難な小規模事業者等に対して、事業資金の融資の円滑化を図り、事業の維持発展に資することを目的とする。小規模事業融資の種類として、① 一般資金（その融資限度額は後述する小口零細企業資金と併せて1,250万円とし、融資利率は年1.6パーセント以下とする。）と、② 小口零細企業資金（その融資限度額は原則として1,250万円とし、融資利率は年1.6パーセント以下とする。）がある。（広島市中小企業融資制度要綱第2章第2）

(c) 新分野進出支援融資

新分野進出支援融資は、新分野進出や高付加価値化等を行おうとする中小企業者及び組合に対して必要な事業資金を供給することにより、中小企業者及び組合の事業転換、事業多角化及び技術力の向上に資することを目的とし、その融資限度額は1億円（うち運転資金は5,000万円）とし、融資利率は年1.4パーセント以下とする（広島市中小企業融資制度要綱第2章第3）。

(d) 創業支援融資

創業支援融資は、新たに事業を営もうとする者及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者である会社に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進することを目的とする。創業支援融資の種類として、① 一般資金（その融資限度額は原則として1,000万円とし、融資利率は年1.4パーセント以下とする。）と、② 創業チャレンジ・ベンチャー資金（その融資限度額は原則として1,000万円とし、融資利率は年1.0パーセント以下（平成28年度から、年0.5パーセント以下）とする。）がある。（広島市中小企業融資制度要綱第2章第4）

(e) 特別融資

特別融資は、構造的な不況、取引先の再生手続開始申立等及び大規模な自然災害の発生などにより事業経営に影響を受けている中小企業者及び組合や、新成長ビジネス、環境保全、障害者雇用、男女共同参画の促進、子育て支援、中山間地域振興に対する資金を必要とする中小企業者等に対し、事業資金を供給することにより中小企業者等の経営の安定及び振興に資することを目的とする。特別融資の種類として、① セーフティネット資金（その融資限度額は3,000万円とし、融資利率は年1.4パーセント以下とする。）、② 災害復旧資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする。）、③ 中山間地域・離島振興資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする。）、④ 環境保全資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする。）、⑤ 新成長ビジネス育成資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする。）、⑥ 障害者雇用支援資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする。）及び⑦ 男女共同参画・子育て支援資金（その融資限度額は7,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする。）がある。（広島市中小企業融資制度要綱第2章第5）

(f) 景気対策特別融資

景気対策特別融資は、最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少や関係業者との取引の減少など業況悪化をきたしている広島市内の中小企業者及び組合に対して、事業の資金繰りを円滑化させ、経営の健全化と事業の安定を図るために必要な資金の供給を図ることを目的とし、その融資限度額は3,000万円とし、融資利率は年1.2パーセント以下とする（広島市中小企業融資制度要綱第2章第6）。

(g) 借換融資

借換融資は、広島市内の中小企業者及び組合に対して、既往借入金の一本化及び借換のための融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化、経営の安定化を図ることを目的とし、その融資限度額は原則として5,000万円とし、融資利率は年2.1パーセント以下とする（広島市中小企業融資制度要綱第2章第7）。

(h) 借換融資（特例）

借換融資（特例）は、中小企業金融円滑化法の終了など、厳しい経済環境下において、経営改善計画を策定し、経営の改善に取り組む広島市内の中小企業者及び組合に対して、既往借入金の一本化及び借換のための融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図り、経営改善等を促進することを目的とし、その融資限度額は原則として7,000万円とし、融資利率は年2.1パーセント以下とする（広島市中小企業融資制度要綱第2章第8）。

(オ) 実績（平成23年度から平成27年度まで、後述する広島市中小企業協同組合融資制度を含む。）

広島市が取扱金融機関に対して拠出する預託金及び取扱金融機関が広島市中小企業融資制度に基づいてする融資の実績は、以下のとおりである。

（単位：億円）

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
広島市が取扱金融機関に対して拠出する預託金の額		216	228	195	170	157
取扱金融機関が広島市中小企業融資制度に基づいてする融資	新規貸出基準金利（％）	1.975	1.975	1.975	1.975	1.975
	新規貸出の金額	348	365	362	343	309
	新規貸出の件数	7,523	7,213	7,674	7,425	6,563
	貸出残高	795	753	703	668	611
	貸出件数	19,058	18,567	18,333	18,056	17,185

※ 監査人作成

広島市が取扱金融機関に対して拠出する預託金の額は、平成23年度には約216億円であったものが、平成24年度には約228億円へ増額されているが、その後順次減額され、平成27年度には約157億円となっている。

新規貸出基準金利は、1.975パーセントのままである。

取扱金融機関における新規貸出については、平成23年度には、合計

7, 523件、総額約348億円であり、平成26年度まで、ほぼこの水準で推移していたが、平成27年度には、合計6, 563件、総額約309億円へと減少している。

取扱金融機関における貸出残高と貸出件数については、平成23年度末には、合計19, 058件、総額約795億円であったものが、平成27年度末には、合計17, 185件、総額約611億円へと順次減少している。

以上からすると、広島市中小企業融資制度に対する資金需要は、平成23年度から平成26年度まで比較的堅調であったものが、平成27年度には減少に転じる一方、平成23年度以降、新規貸出の金額を上回る返済が進み、貸出残高が順次減少し、この貸出残高の減少に応じて、広島市が取扱金融機関に対して拠出する預託金の額が減額されている。

次に、各融資制度の融資利率、新規貸出及び貸出残高の実績は、以下のとおりである。

(単位：億円)

区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
一般振興融資	融資利率 (%以下)	2.1/1.6	2.1/1.6	2.1/1.6	2.1/1.6	2.1/1.6
	新規貸出	211	231	224	210	194
	貸出残高	453	434	405	383	352
小規模事業融資	融資利率 (%以下)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	新規貸出	48	46	48	62	53
	貸出残高	98	93	92	100	98
広島市中小企業協同組合融資	融資利率 (%以下)	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	新規貸出	7	8	9	9	8
	貸出残高	4	5	4	4	4
新分野進出支援融資	融資利率 (%以下)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	新規貸出	1	0	0	0	0
	貸出残高	5	4	3	2	1

区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
創業支援融資	融資利率 (%以下)	1.4/1.0	1.4/1.0	1.4/1.0	1.4/1.0	1.4/1.0
	新規貸出	4	3	3	3	3
	貸出残高	13	11	9	9	9
特別融資	融資利率 (%以下)	1.6/1.2	1.4/1.2	1.4/1.2	1.4/1.2	1.4/1.2
	新規貸出	46	41	27	10	10
	貸出残高	136	123	97	67	46
景気対策特別融資	融資利率 (%以下)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	新規貸出	28	32	35	34	30
	貸出残高	78	75	74	74	70
借換融資	融資利率 (%以下)	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	新規貸出	1	1	4	2	3
	貸出残高	5	5	7	7	8
借換融資 (特例)	融資利率 (%以下)	-	-	2.1	2.1	2.1
	新規貸出	-	-	8	10	4
	貸出残高	-	-	8	17	18

※ 監査人作成

(注) 一般振興融資、創業支援融資及び特別融資の融資利率は、種類ごとに異なることから、これらを併記している。

各融資制度の融資利率には、ほぼ変動がない。

融資制度全体に占める割合の大きい一般振興融資の新規貸出は、平成24年度をピークに減少傾向にあり、その貸出残高は、平成23年から減少傾向にあり、また特別融資の新規貸出及び貸出残高は、平成23年度からともに減少傾向にあり、これらに対する資金需要は減少している。

一方、小規模事業融資及び特例を含む借換融資の新規貸出は、平成23年度から増加傾向にあり、これらに対する堅調な資金需要がある。

イ 広島県信用保証協会に対する損失補償制度

(7) 意義

広島県信用保証協会に対する損失補償制度は、広島市中小企業融資制度を含め、広島市が特に指定し、若しくは承認する融資に当たって、広島県信用保証協会が金融機関に対して行った債務の保証をしたことにより受けた損失を補償するものである（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第2項柱書）。

昭和45年度から実施されている。

(イ) 目的

広島県信用保証協会に対する損失補償制度は、広島市における中小企業振興対策の一環として、広島市内の中小企業者の信用をより一層補強するとともに、広島県信用保証協会の機能を育成助長して、金融の円滑化を図ることを目的とする（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第1項）。

(ウ) 規範等

広島県信用保証協会に対する損失補償制度は、以下の規範等により規律されている。

- ・ 広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱
- ・ 広島市中小企業融資制度要綱
- ・ 広島県信用保証協会との間の損失補償契約書

(エ) 仕組み

a 損失補償契約の締結

広島市は、広島市融資制度及び広島県信用保証協会あっ旋保証による特別小口保証融資及び小口保証融資（広島市に主たる事業所又は事務所を有する中小企業者に対する融資）その他、広島市が特に指定し、若しくは承認する融資に当たって、広島県信用保証協会が金融機関に対して行った債務の保証による損失の補償（責任共有制度の対象となる保証について、金融機関が負担金方式を選択したことにより部分保証方式と比して上乗せされる保険料に相当する損失の補償を含む。）に充てるため、広島県信用保証協会と損失補償契約を締結する（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第2項柱書、広島県信用保証協会との間の損失補償契約書）。

b 損失補償

広島市は、広島県信用保証協会が広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱において定める債務の保証につき保証債務を履行したときは、予算の範囲内において損失を補償する（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第2項第1号、広島県信用保証協会との間の損失補償契約書第1条）。

c 求償権の保全及び行使

広島県信用保証協会は、損失補償を受けた後においても、善良な管理者の注意をもって、当該債務保証に係る求償権を保全し、かつ、その行使に努めなければならない。これに要する経費は、広島県信用保証協会の負担とする。（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第2項第6号ア、広島県信用保証協会との間の損失補償契約書第6条）

d 回収金の返還

広島県信用保証協会は、求償権の行使によって金銭を回収したときは、損失補償金の額を限度として、損失補償の負担割合に応じた額を広島市に返納する（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第2項第6号イ、広島県信用保証協会との間の損失補償契約書第7条）。

e 報告及び監査

広島県信用保証協会は、広島県信用保証協会に対する損失補償制度の損失補償契約に関する債務の保証及び求償権の行使の状況を広島市に報告する。広島市は、必要に応じ広島県信用保証協会の業務運営について、その監査をする。（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第2項第7号、広島県信用保証協会との間の損失補償契約書第9条）

(オ) 実績（平成２３年度から平成２７年度まで）

取扱金融機関が広島市中小企業融資制度に基づいてする融資、広島県信用保証協会に対する損失補償及び広島県信用保証協会から返納された回収金の実績は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

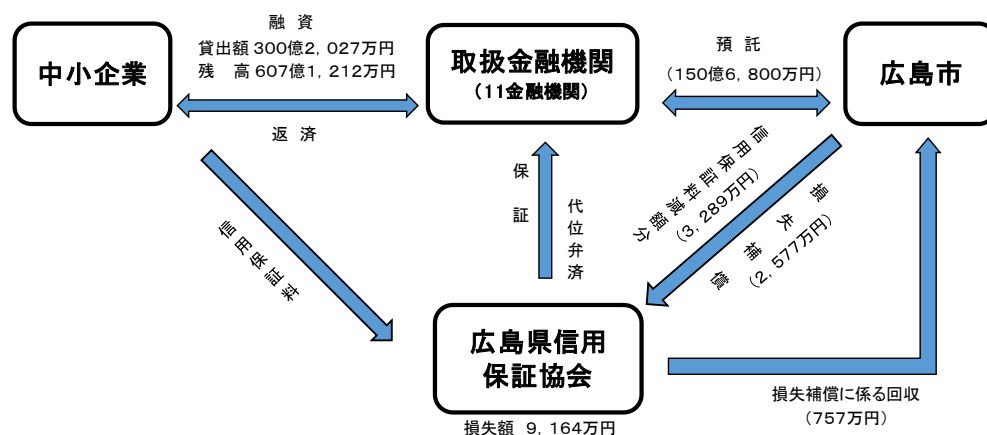
区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
取扱金融機関が 広島市中小企業 融資制度に基づ いてする融資	貸出残高	79,510	75,398	70,373	66,811	61,172
	貸出件数	19,058	18,567	18,333	18,056	17,185
広島県信用保証 協会に対する損 失補償	金額	75	60	61	31	25
	件数	267	236	224	161	144
広島県信用保証 協会から返納さ れた回収金	金額	13	15	13	8	7
	件数	397	397	349	435	434

※ 監査人作成

広島県信用保証協会に対する損失補償は、平成２３年度には、合計２６７件、総額約７，５００万円であったものが、平成２７年度には、合計１４４件、総額約２，５００万円へと順次減少している。

平成２３年度から平成２７年度までの実績を平均すると、取扱金融機関が広島市中小企業融資制度に基づいてする融資の貸出残高は約７０６億５，２００万円であり、広島県信用保証協会に対する損失補償の金額は約５，０００万円であって、貸出残高に対する損失補償の金額の割合は約０．０パーセントである。また、広島県信用保証協会から返納された回収金の額は約１，１００万円であって、損失補償の金額に対する回収金の額の割合は約２２．０パーセントである。

ウ 広島市中小企業融資制度及び広島県信用保証協会に対する損失補償制度における資金の流れ



広島県信用保証協会

中小企業が金融機関から事業に必要な資金を借り入れる際に「公的な保証人」となり、金融の円滑化を通じ中小企業の支援を行うことを目的として設立された法人である。(信用保証協会法)

中小企業に直接融資を行うのではなく、金融機関からの融資に対して「信用保証」を行い、中小企業が返済不能となった場合には、中小企業に代わって金融機関に残額を返済(代位弁済)する。

(注) 図中の金額は平成27年度決算額

※ 監査人作成

(2) 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続

ア 具体的な着眼点（監査の視点）

広島市中小企業融資制度及び広島県信用保証協会に対する損失補償制度の一連の財務に関する事務が、広島市中小企業融資制度要綱、広島市中小企業融資制度に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書、広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱、広島県信用保証協会との間の損失補償契約書等の規範等に準拠して執行されているか、適正かつ効率的に行われているか。

イ 監査手続

経済観光局産業振興部ものづくり支援課に対し、広島市中小企業融資制度及び広島県信用保証協会に対する損失補償制度の事業概要について説明と関係資料の提出を求め、質問し、広島県信用保証協会に関係人調査を行った。

(3) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。「監査の意見」については、理解の便宜のため、制度の順序に従って記載している。

ア 取扱金融機関に対して拠出する預託金について

広島市中小企業融資制度要綱は、広島市は、同要綱に定める融資のための資金を、同要綱に定める融資の取扱金融機関へ預託し、取扱金融機関は同要綱に定める融資を行う場合は、預託金の額に広島市が指示する倍率を乗じた額以上の額を融資するものと定めている（同要綱第1章第6項）。

取扱金融機関に対して拠出する預託金については、毎会計年度の予算の調製において、その予定額の金額を算出し、これを歳出予算に計上し、議会の議決を経て、支払がなされている。議会の議決を経た後、広島市は、毎会計年度初め、各取扱金融機関との間で、広島市中小企業融資制度要綱に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書を取り交わした上で、それぞれの取扱金融機関に対し利率を無利子とする資金を預託し、毎会計年度末、預託した資金の返還を受けている。

平成23年度から平成27年度までの、広島市中小企業融資制度に基づき拠出する預託金に係る予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額及びその説明は、以下のとおりである。

(単位：億円)

年度	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	不用額	不用額の説明
23 年度	258	216	－	42	中小企業一般振興融資等預託 貸付にかかる貸付金の執行残
24 年度	263	228	－	35	中小企業一般振興融資等預託 貸付にかかる貸付金の執行残
25 年度	265	195	－	70	中小企業一般振興融資等預託 貸付にかかる貸付金の執行残
26 年度	266	170	－	96	中小企業一般振興融資等預託 貸付にかかる貸付金の執行残
27 年度	220	157	－	63	中小企業一般振興融資等預託 貸付にかかる貸付金の執行残

※ 監査人作成

まず、平成 23 年度から平成 27 年度まで、広島市中小企業融資制度に基づき
拠出する預託金に係る不用額は、約 42 億円、約 35 億円、約 70 億円、約 96
億円、約 63 億円である。平成 27 年度についてみると、一般会計と特別会計の
不用額は約 301 億円であり、これに占める割合は約 20.9 パーセントとなっ
ている。

また、平成 23 年度から平成 27 年度まで、広島市中小企業融資制度に基づき
拠出する預託金に係る不用額が歳出予算現額に占める割合は、約 16.2 パーセ
ント、約 13.3 パーセント、約 26.4 パーセント、約 36.0 パーセント、
約 28.6 パーセントとなっている。

このように、広島市中小企業融資制度に基づき拠出する預託金については、そ
の不用額や歳出予算現額に占める割合が大きいことをもって、直ちに予算の見積
りが正確でない、あるいは予算の執行が適切でないということとはできないが、広
島市の財政が厳しい現状にあり、毎会計年度多額の市債を発行している状況にお
いて、予算の執行をよりの確に行っていくことは重要である。

予算と実績との差額分析が適切に行われていないと、その分析、評価等を通じ
て予算の編成や執行の改善を図るという重要な機能を果たすことができなくな
ってしまいが、不用額は、計画段階での見積りである予算額と執行実績である
決算額に開差が生じているものであり、その具体的な原因、事情については多様

であることから、その発生理由等を的確に把握することが重要である。

平成２７年度の広島市中小企業融資制度に基づき拠出する預託金に係る不用額については、「中小企業一般振興融資等預託貸付にかかる貸付金の執行残」と説明されている。ところで、平成２７年度当初予算における預託金の額については、概要、平成２６年８月末日時点の金融機関別・融資制度別の貸出残高（合計約６８２億円）に基づき、平成２７年度の金融機関別・融資制度別の貸出残高（合計約８９０億円）を設定し、金融機関別の預託基準金利から融資制度別に算出された預託倍率で除して、金融機関別・融資制度別の預託額（合計約２２０億円）を算定している。一方、広島市中小企業融資制度要綱に基づく融資資金の預託及び融資に関する覚書を取り交わして、平成２７年４月１日に拠出した預託金の額については、概要、同年１月末日時点の金融機関別・融資制度別の貸出残高（合計約６７０億円）を基準として、金融機関別・融資制度別の運用率及び金融機関別の預託基準金利から融資制度別に算出された預託倍率で除して、金融機関別の預託額（合計約１５７億円）を算定している。平成２７年度当初予算における預託金の額（合計約２２０億円）と平成２７年４月１日に拠出した預託金の額（合計約１５７億円）との開差の原因は、もちろん、平成２６年８月末日時点の貸出残高（合計約６８２億円）に基づくか、平成２７年１月末日時点の貸出残高（合計約６７０億円）に基づくかによって、例えば貸出残高の変動など予算作成後の予見し難い事情の変更等によるものも含まれるが、大きくは、予算編成時に設定した平成２７年度の金融機関別・融資制度別の貸出残高（合計約８９０億円）と平成２７年１月末日時点の貸出残高（合計約６７０億円）との開差によるものである。この点については、平成２０年に発生したいわゆるリーマン・ショックのような金融危機に備え、補正予算の経路を経ずに、迅速に預託金の追加拠出ができるよう、予算編成時において余裕をもった金融機関別・融資制度別の貸出残高を設定しているとのことである。そうすると、平成２７年度の不用額が生じた原因は、予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったことによるものであり、予算編成時に執行を前提とする「中小企業一般振興融資等預託貸付にかかる貸付金の執行残」との記載は、不用額が生じた具体的な原因が正確に表されていないものとなっている。

上述した平成２７年度当初予算における預託金の額の算出、広島市中小企業融資制度要綱に基づく融資資金の預託及び融資に関する覚書を取り交わして拠出した預託金の額の算出の枠組みは、平成２３年度から平成２６年度においても同様であり、この間における不用額が生じた主な原因も、リーマン・ショックのような金融危機に備え、予算編成時において余裕をもった金融機関別・融資制度別

の貸出残高を設定したが、そのような金融危機が発生しなかったという、予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったことによるものであり、これを原因として、平成２３年度から平成２７年度まで、約４２億円、約３５億円、約７０億円、約９６億円、約６３億円の不用額が計上されてきたが、このように継続的に計上されている不用額の予算概算額への反映の必要性は、十分には検討されてこなかった。

次に、平成２３年度から平成２７年度まで、広島市中小企業融資制度に基づき拠出する預託金に係る支出済額は、約２１６億円、約２２８億円、約１９５億円、約１７０億円、約１５７億円である。

ところで、地方自治法は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定めている（法第２条第１４項）。本条項は、「地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針である。住民の福祉を増進することは、そもそも地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、これに努めなければならないのはいうまでもないことである。同時に、地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。すなわち、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが常に強く要請される。本項はこの面での地方自治運営の基本原則を規定したものである。」と解釈され、その運用については、「経費を切りつめる視点だけでなく、積極的に各種事業の事業効果について検討、評価をするとともに、それに基づいて事務事業の見直し、重点化等に不断に努めてゆくことが求められる。」（松本英昭「新版 逐条地方自治法＜第８次改訂版＞」２０１５年）とされている。

広島市中小企業融資制度に基づき拠出する預託金については、毎会計年度初め、取扱金融機関に対し利率を無利子とする資金を預託し、毎会計年度末、預託した資金の返還を受けていることから、歳出と歳入が両建てで計上され、予算としての費用は発生しておらず、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ために検証することが必要不可欠である「経費」が把握されていなかった。

【監査の意見】

広島市中小企業融資制度要綱は、広島市は、同要綱に定める融資の取扱金融機関に対し、同要綱に定める融資のための資金を預託し、取扱金融機関は、同要綱に定める融資を行う場合は、預託金の額に市が指示する倍率を乗じた額以上の額を融資するものと定め（要綱第1章第6項）、広島市中小企業融資制度要綱に基づく融資資金の預託及び融資に関する覚書は、広島市は、各取扱金融機関に対し、無利子の預託金を拠出することを定めている（覚書第1条）。平成27年度においては、平成27年1月末時点の融資残高を基準とし、各取扱金融機関別制度別に運用率及び協調倍率で除した必要預託額を算出し、同年4月1日、各取扱金融機関に対し無利子の預託金を拠出し、平成28年3月31日、この預託金の返還を受けているが、その金額は総額約157億円であった。

ところで、地方自治法は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」（法第2条第14項）ようにしなければならないと、その事務を処理するに当たって準拠すべき指針を示しており、とりわけ広島市中小企業融資制度のように予算に占める割合が大きいものについては、より一層強く要請されるものと考ええる。

この点、広島市が拠出する預託金は、各年度初めに取扱金融機関に預けられ、各年度末に返還されており、歳出と歳入が両建てで計上されていることから、予算としての費用は発生しておらず、歳入歳出の計数から、その経費を読み解くことはできない。しかしながら、広島市が保有する金融資産は有限であるから、その金融資産を無利子で預託することは、資金の運用や有利子負債の償還などから得られたであろう潜在的利益をあきらめなければならないという意味の代償を払っていることにほかならず、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、この機会費用をも含めた経費全体を把握した上で、経費の節約ができないか、効率的な事務の執行ができないか、さらには利子補給方式など、預託金方式の代替的手段との比較において費用対効果に優れたものとなっているかなどを検証して、より効率的な制度にしていかなければならないと考える。

以上を踏まえ、無利子で預託金を拠出していることに伴う機会費用を考慮せずに事務が執行されているのではないかとといった疑念を抱かれないよう、この機会費用を含めた経費全体を把握した上で、広島市中小企業融資制度の効率性について検証されたい。

イ 広島県信用保証協会に対する損失補償制度について

広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱は、広島市は、広島県信用保証協会が同要綱において定める債務の保証につき保証債務を履行したときは、予算の範囲内において損失を補償するものと定め（要綱第2項第1号）、広島市は、広島県信用保証協会との間で損失補償契約を締結し、広島県信用保証協会に対して、その損失を補償している。広島県信用保証協会に対する損失補償は、平成23年度には、合計267件、総額約7,500万円であったものが、平成27年度には、合計144件、総額約2,500万円へと順次減少している。

ところで、「制度融資は、自治体が民間金融機関に無利子で預託金を預け入れる「預託金方式」と、中小企業の借入に信用保証協会が保証を付ける「制度保証」により支えられてきた。」「これら2本の柱は、それぞれが、制度融資に協力する民間金融機関の中小企業向け貸出金利を引き下げる方向に作用してきた。」（深澤映司「地方自治体の中小企業向け制度融資が直面している課題」レファレンス平成19年2月号）のであるが、この制度融資の枠組みに「信用保証協会に対してする損失補償制度」をも取り入れるかは、各自治体の判断に委ねられている。預託金方式の制度融資を実施している広島県内の17の自治体（広島県を含む。）のうち、広島県信用保証協会に対する損失補償制度を有しているのは、広島県、広島市、呉市、竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、世羅町の11団体であり、同制度を有していないのは、三原市、尾道市、福山市、海田町、熊野町、坂町の6団体である（平成28年9月15日時点、広島県信用保証協会調べ）。

広島県信用保証協会に対する損失補償制度の目的は、広島市における中小企業振興対策の一環として、広島市内中小企業者の信用を、より一層補強するとともに、広島県信用保証協会の機能を育成助長して、金融の円滑化を図ることであり（広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱第1項）、「本市融資制度は保証協会の保証を付けることを原則としており、経営基盤や信用力が脆弱な中小企業は、保証がつかなければ、金融機関から融資してもらえないことが多い。そのため、保証協会が保証をつけやすくすることが中小企業にとって重要である」、「本市が側面支援をすることで、保証審査の場面で、損失補償が後ろ盾になり、保証承諾の後押し、金融機関の融資への積極性等が期待できる」との説明を受けた。確かに、広島県信用保証協会に対する損失補償制度は、広島県信用保証協会における実際の与信審査の場面において、その具体的な成果が現れるところ、同保証協会の与信審査基準に照らせば保証承諾を受けられなかった事案のうち、同制度があることによって保証承諾を受けられた事案がどの程度あるのか、融資制度ご

とに定められた損失補償割合によって、どの程度成果が異なるのかなどを調査することによって、制度の成果を検証することが可能であり、制度の成果を検証することができれば、より効率的な制度に見直していくことができる。しかしながら、現状、このような事業の具体的な成果の調査や検証はなされていない。

【監査の意見】

広島市は、広島県信用保証協会に対する損失補償制度要綱に基づき、広島県信用保証協会に対し、同保証協会が同要綱に定める債務の保証につき保証債務を履行したときは損失を補償しているが、預託金方式の制度融資を実施している広島県内の17の自治体（広島県を含む。）のうち、広島県信用保証協会に対する損失補償制度を有しているのは広島市を含む11団体であり、同制度を有していないのは6団体であることを踏まえ、広島市も損失補償制度を設けなくてもよいのではないかなどといった疑念を抱かれないよう、同保証協会の業務の運営状況を監査し、同損失補償制度の具体的な事業成果を調査し、これを検証して、より効率的な制度に見直されたい。

2 広島市中小企業協同組合融資制度及び広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度

(1) 監査対象事業の概要

ア 広島市中小企業協同組合融資制度

(7) 意義

広島市中小企業協同組合融資制度は、広島市が、広島市内中小企業者、特に小規模事業者を対象として、株式会社商工組合中央金庫及び広島市中小企業協同組合と協調して実施する制度融資の枠組みである。

昭和25年度より実施されている。

(4) 目的

広島市中小企業協同組合融資制度は、広島市内中小企業者、特に小規模事業者の経営合理化のために要する事業資金を円滑にし、もって金融難の緩和を図るとともに、中小企業等協同組合法に基づく協同組合の組織づくりを推進することを目的とする（広島市中小企業協同組合融資制度要綱第1項）。

(5) 規範等

広島市中小企業協同組合融資制度は、以下の規範等により規律されている。

- ・ 広島市中小企業協同組合融資制度要綱
- ・ 広島市中小企業融資制度要綱
- ・ 広島市中小企業協同組合融資制度に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書

(1) 仕組み

a 融資資金

広島市は、株式会社商工組合中央金庫広島支店に対し、広島市中小企業協同組合融資制度要綱に定める融資のため、無利子の預託金を拠出する。広島市から無利子の預託金の拠出を受けた株式会社商工組合中央金庫広島支店は、広島市中小企業協同組合が広島市中小企業協同組合融資制度要綱に基づき中小企業者に融資を行う場合は、同協同組合に対し、預託を受けた額の協調倍率1.0倍相当額以上の協調融資を行う。協調融資の利率は、融資金の額が預託金の1.0倍までは年0.2パーセント以下、融資金の額が預託金の1.0倍を超える場合は、その超える額については株式会社商工組合中央金庫広島支店所定の利率とする。株式会社商工組合中央金庫広島支店から協調

融資を受けた広島市中小企業協同組合は、その組合員に対し、年利２．１パーセント以下で融資を行う。（広島市中小企業協同組合融資制度要綱第２項、広島市中小企業協同組合融資制度に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書第１条第１項、第２項、第３条）

このように、広島市は、株式会社商工組合中央金庫広島支店に対し無利子の預託金を拠出することにより、広島市中小企業協同組合をして、その組合員に対する貸付のための融資資金を低利で確保させている。

b 融資対象

広島市中小企業協同組合融資制度要綱に定める融資の対象となる者は、

- ① 広島市中小企業協同組合の組合員であること
- ② 広島市内に店舗、工場等の主たる事業所を有する中小企業者であって、個人においては広島市内に住所を有し、法人においては広島市内に本店又は支店登記がされている者
- ③ 広島市中小企業融資制度要綱の対象業種であること
- ④ 許認可及び届出を要する事業にあつては、その許認可等を受けている者又は受けることが確実な者

のいずれにも該当しなければならないが、

- ・ 現に金融機関の取引停止処分を受けている者
- ・ 株式会社商工組合中央金庫及び広島市中小企業協同組合に対して債務不履行となった債務の履行が終わらない者及びその連帯保証人
- ・ 当該事業に係る市民税を滞納している者
- ・ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

のいずれかに該当する者は除かれる（広島市中小企業協同組合融資制度要綱第３項）。

c 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資形式	証書貸付・手形貸付・手形割引・電子記録債権貸付・電子記録債権割引
融資限度額	証書貸付・手形貸付・電子記録債権貸付 １，０００万円

手形割引・電子記録債権割引

1, 000万円

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、市長が認める金額とする。

融資期間 7年以内

融資利率 年2.1%以下

担保・保証人 広島市中小企業協同組合所定の方法による。

返済方法 分割返済とする。ただし、借入申込者の希望その他の理由により、一括返済とすることができるものとする。

d 融資手続

広島市中小企業協同組合融資制度の融資を希望する者は、所定の申込書を作成し、広島市中小企業協同組合に提出する。広島市中小企業協同組合は、融資希望者の申込みを取りまとめて調査の上、意見を付して株式会社商工組合中央金庫に回付する。株式会社商工組合中央金庫は、広島市中小企業協同組合から資金の融資の申込みがあった場合は、調査の上、広島市に諮って融資を決定する。（広島市中小企業協同組合融資制度要綱第6項）

なお、広島市中小企業協同組合においては、金融事業規程に基づいて、広島市、公益財団法人広島市産業振興センター、株式会社商工組合中央金庫、及び広島市中小企業協同組合を構成員とする金融審査会を設置し、審査案件についての審査を行っている。

(オ) 実績（平成２３年度から平成２７年度まで）

（単位：百万円）

区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
広島市が株式会社商工組合中央金庫広島支店に対して 拠出する預託金の額		396/434	445/493	668	662	638
株式会社商工組合中央金庫広島支店が広島市中小企業協同組合に対してする協調融資	融資利率（％）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	協調倍率（倍）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付	貸付利率（％）	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	貸付金額	721	875	936	916	893
	貸付件数	1,249	1,375	1,219	1,148	1,068
	貸付残高	434	512	452	466	460
	融資取引数（社）	112	110	108	108	104

※ 広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の、貸付金額、貸付件数、貸付残高及び融資取引数については、広島市中小企業協同組合作成に係る「組合概況書」及び「年度別組合員現況表」による。

（注１）平成２３年度及び平成２４年度の、広島市が株式会社商工組合中央金庫広島支店に対して拠出する預託金の金額については、年度当初の金額と年度途中で増額された金額とを併記している。

（注２）広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の貸付件数については、例えば、１０回の分割で返済する１件の手形貸付の場合には、１０件として計上されている。

広島市が株式会社商工組合中央金庫に対して拠出する預託金の額は、平成２３年度当初には３億９，６００万円であったものが、同年度中には４億３，４００万円、平成２４年度当初には４億４，５００万円、同年度中には

4億9,300万円、平成25年度には6億6,800万円へと順次増額され、以後、ほぼこの水準で推移している。

広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の利率は、2.1パーセントのままである。

広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の額は、平成23年度には約7億2,100万円であったものが、平成24年度には約8億7,500万円、平成25年度には約9億3,600万円へと順次増加し、以後、ほぼこの水準で推移している。

広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の残高は、平成23年度末には約4億3,400万円であったものが、平成24年度には約5億1,200万円に増加したが、平成25年度には約4億5,200万円に減少し、以後、ほぼこの水準で推移している。

広島市中小企業協同組合が融資取引をする者の数は、平成23年度に112社であったものが、平成27年度には104社へと減少している。

以上からすると、広島市が株式会社商工組合中央金庫に対して拠出する預託金の額と、広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の金額との間には相関関係が見受けられるが、同協同組合がその組合員に対してする貸付の残高との間には相関関係が見受けられず、融資取引数が減少傾向にあることを併せ考えると、従前から融資取引のあった組合員からの、融資期間を1年以内とする短期資金の需要の増加に応じて、広島市が株式会社商工組合中央金庫に対して拠出する預託金を増額していること、この預託金の増額は、同協同組合がその組合員に対してする貸付の残高の増額に有意に寄与しているとはいえないことが推認される。

イ 広島市中小企業同組合に対する損失補償制度

(7) 意義

広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度は、広島市中小企業融資制度に基づき、広島市中小企業協同組合がその組合員である中小企業者に貸し付けたことによって生じた損失を補償するものである（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第2項柱書）。

(イ) 目的

広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度は、広島市における中小企業振興対策の一環として、広島市中小企業協同組合の機能を育成助長し、広島市

内中小企業者、特に小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第1項）。

(ウ) 規範等

広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度は、以下の規範等により規律されている。

- ・ 広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱
- ・ 広島市中小企業協同組合融資制度要綱
- ・ 広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書及び変更契約書

(イ) 仕組み

a 損失補償契約の締結

広島市は、広島市が行う広島市中小企業協同組合融資制度に基づき、広島市中小企業協同組合がその組合員である中小企業者に貸し付けたことによって生じた損失の補償に充てるため、同協同組合と損失補償契約を締結する（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第2項柱書、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書）。

b 損失補償

広島市は、広島市中小企業協同組合が広島市中小企業協同組合融資制度に基づいて、組合員である中小企業者に貸し付けたことによって損失（返済期限（債務者が破産、再生手続、仮差押若しくは差押を受け又は解散その他予め金銭消費貸借契約に定めた事由に基づき、期限の利益を失った場合も含む。）までに弁済を受けなかった元本、利子及び遅延利子の合計額（損失補償を受ける日までの遅延利子を含む。）に相当する額）を受けたときは、予算の範囲内において、同協同組合に対して、その損失の100分の96に相当する額を損失補償金として交付する（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第2項、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第1条、第4条、第5条）。

c 債権の保全及び取立

広島市中小企業協同組合は、広島市から損失補償を受けた後においても、善良な管理者の注意をもって、その貸付に係る債権を保全し、かつ、その取立に必要な措置を講ずるものとし、これに要する経費は、同協同組合の負担

とする（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第 5 項ア、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第 6 条）。

d 回収金の返還

広島市中小企業協同組合は、広島市から損失補償を受けた後において、当該中小企業者に対する債権の取立によって金銭を回収したときは、当該損失補償金交付申請の基礎となった代位弁済の額に対する損失補償金の割合をもって、当該回収金を広島市に支払わなければならない（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第 5 項イ、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第 7 条）。

e 報告及び監査

広島市中小企業協同組合は、損失の発生及び債権の取立について、1 か月ごとの状況を翌月 7 日までに広島市に報告しなければならない。広島市は、必要があるときは、広島市中小企業協同組合の業務の運営状況を監査することができる。（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第 2 項第 6 号、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第 9 条）

(オ) 実績（平成 23 年度から平成 27 年度まで）

広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付、広島市中小企業協同組合に対する損失補償及び広島市中小企業協同組合から返還された回収金の実績は、以下のとおりである。

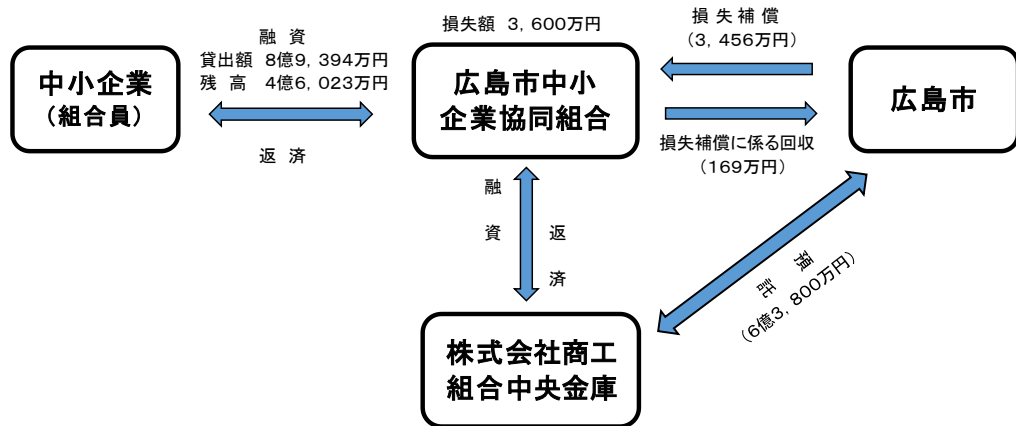
(単位：万円)

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付	貸付残高	43,468	51,218	45,239	46,680	46,023
	融資取引数(社)	112	110	108	108	104
広島市中小企業協同組合に対する損失補償	金額	1,337	1,824	811	709	3,456
	件数	3	4	2	2	3
広島市中小企業協同組合から返還された回収金	金額	94	192	171	187	169
	件数	1	1	3	1	1

※ 広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の、貸出残高及び融資取引数については、広島市中小企業協同組合作成に係る「組合概況書」及び「年度別組合員現況表」による。

平成23年度から平成27年度までの実績を平均すると、広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の残高は約4億6,525万円、広島市中小企業協同組合に対する損失補償の額は約1,627万円であり、貸付の残高に対する損失補償の額の割合は約3.4パーセントである。また、広島市中小企業協同組合から返還された回収金の額は約162万円であり、損失補償の額に対する回収金の額の割合は約9.9パーセントである。

ウ 広島市中小企業協同組合融資制度及び広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度における資金の流れ



広島市中小企業協同組合 (昭和25年3月10日設立)

組合員の事業継続、発展に貢献することを目的とする事業協同組合である。(中小企業等協同組合法)
 資本金 1,580万7千円(組合員からの出資)、組合員 351人(平成28年3月末現在)
 組合員資格は、広島市内に主たる事業所がある法人及び個人の中小企業者(サービス業のうち遊興、娯楽、貸席及びこれに類する業種を除く。)である。

主な事業は、組合員への事業資金の融資、組合員間の交流会開催、事業に関する経営の相談である。

株式会社商工組合中央金庫(略称 商工中金)

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とし、政府と民間団体が共同で出資する金融機関である。(株式会社商工組合中央金庫法) 資本金 2,186億円(うち政府保有株式1,016億円)、店舗数 国内100店舗、海外4店舗、職員数 3,924人(平成28年3月末現在)

(注) 図中の金額は平成27年度決算額

※ 監査人作成

(2) 具体的な着眼点(監査の視点)及び監査手続

ア 具体的な着眼点(監査の視点)

広島市中小企業協同組合融資制度及び広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度の一連の財務に関する事務が、広島市中小企業協同組合融資制度要綱、広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱等の規範等に準拠して執行されているか、適正かつ効率的に行われているか。

イ 監査手続

経済観光局産業振興部ものづくり支援課に対し、広島市中小企業協同組合融資制度及び広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度の事業概要について説明と関係資料の提出を求め、質問し、広島市中小企業協同組合に係る人調査を行った。

(3) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」と「監査の意見」の記載の順序については、本来であれば「監査の結果（指摘事項）」を記載した後に「監査の意見」を記載するところであるが、理解の便宜のため、制度の順序に従って記載している。

ア 融資条件について

広島市中小企業協同組合融資制度要綱は、広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする貸付の融資条件について、以下のとおり定めている（要綱第5項）。

資金使途	運転資金・設備資金
融資形式	証書貸付・手形貸付・手形割引・電子記録債権貸付・電子記録債権割引
融資限度額	証書貸付・手形貸付・電子記録債権貸付 1,000万円 手形割引・電子記録債権割引 1,000万円 ただし、市長が特に必要と認めた場合は、市長が認める金額とする。
融資期間	7年以内
融資利率	年2.1%以下
担保・保証人	協同組合所定の方法による。
返済方法	分割返済とする。ただし、借入申込者の希望その他の理由により、一括返済とすることができるものとする。

広島市、株式会社商工組合中央金庫広島支店及び広島市中小企業協同組合は、広島市中小企業協同組合融資制度に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書を取り交わし、広島市は、株式会社商工組合中央金庫広島支店に対し無利子の預託金を拠出し、株式会社商工組合中央金庫広島支店から協調融資を受けた広島市中小企業協同組合は、その組合員に対し年利2.1パーセント以下で融資を行うこと、その余の融資条件も広島市中小企業協同組合融資要綱に定めるところによるとしている（覚書第1条第1項、第2項、第3条、第5条）。

以上を踏まえ、広島市中小企業協同組合に関係人調査を行ったところ、広島市中小企業協同組合作成に係るリーフレット類には、融資形式について、「融資の形式 手形貸付（信用貸付短期・長期貸付）・手形割引」、「手形による融資方式です（証書方式ではありません）」との記載があり、質問したところ、これらの記載の融資条件で組合員に対して融資しているとのことであった。

【監査の意見】

広島市中小企業協同組合融資制度要綱は、広島市中小企業協同組合がその組合員に対してする融資の条件として、融資利率については、年2.1%以下と定め、融資形式については、証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権貸付及び電子記録債権割引を取り扱うものと定め（要綱第5項）、広島市、株式会社商工組合中央金庫広島支店及び広島市中小企業協同組合の間で取り交わした、広島市中小企業協同組合融資制度に基づく融資資金の預託及び融資についての覚書において、広島市中小企業協同組合は上記の融資条件で融資を行うこととしているところ（覚書第3条、第5条）、広島市中小企業協同組合作成に係るリーフレット類には、融資形式について、「手形貸付（信用貸付短期・長期貸付）・手形割引」、「手形による融資方式です（証書方式ではありません）」と記載があり、これらの記載の融資条件で組合員に対する貸付が行われていた。

このことは、手形による融資方式に困難のある小規模事業者が広島市中小企業協同組合融資制度を利用する方途を閉ざすこととなり、広島市内中小企業者、特に小規模事業者の経営合理化のために要する事業資金を円滑にし、もって金融難の緩和を図るという目的に照らして問題があるから、改善を検討されたい。

イ 損失補償後の債権の保全と取立について

広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱は、広島市は、広島市中小企業協同組合融資制度に基づき、広島市中小企業協同組合が、その組合員である中小企業者に貸し付けたことによって生じた損失の補償に充てるため、同協同組合と損失補償契約を締結すると定め（要綱第2項柱書）、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書は、広島市は、同協同組合が、広島市中小企業協同組合融資制度に基づいて、その組合員である中小企業者に貸し付けたことによって損失を受けたときは、同協同組合に対してその損失を補償することを定めている（契約書第1条第1項）。

以上を踏まえ、経済観光局産業振興部ものづくり支援課に対し、広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度の事業概要についての説明と関係資料の提出を求め、質問し、広島市中小企業協同組合に関係人調査を行ったところ、次の事例が見受けられた。

(7) 債権の保全及び取立について

広島市中小企業協同組合は、広島市から損失補償を受けた後においても、善良な管理者の注意をもって、その貸付に係る債権を保全し、かつ、その取立に必要な措置を講ずるものとし、これに要する経費は、同協同組合の負担とする（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第5項ア、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第6条）。

広島市中小企業協同組合において、損失補償を受けた債権は簿外で管理されており、この債権に対しては、訴えの提起などの法的手続をとっていない、連帯保証人に対する取立を行っていないなど、その保全及び取立が十分に行われていなかった。また、広島市中小企業協同組合が保全し、かつ、その取立に必要な措置を講じなければならない債権は、平成23年度末には、合計159件、総額約4億8,153万円であったものが、平成27年度末には、合計169件、総額約5億4,234万円へと順次増加していた。

(単位：万円)

区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
広島市中小企業協同組合からの回収金の返還	金額	94	192	171	187	169
	件数	1	1	3	1	1
広島市中小企業協同組合が保全し、かつ、その取立に必要な措置を講じなければならない債権	金額	48,153	49,785	50,425	50,947	54,234
	件数	159	162	164	166	169

※ 広島市中小企業協同組合が保全し、かつ、その取立に必要な措置を講じなければならない債権の金額及び件数については、広島市中小企業協同組合作成に係る「損失補償金明細」による。

(イ) 回収金の返還について

広島市中小企業協同組合は、広島市から損失補償を受けた後において、当該中小企業者に対する債権の取立によって金銭を回収したときは、当該損失補償金交付申請の基礎となった代位弁済の額に対する損失補償金の割合をもって、当該回収金を広島市に支払わなければならない（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第5項イ、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第7条）。

広島市中小企業協同組合において、中小企業者に対する債権の取立によって分割して回収した金銭については、当該中小企業者に対する債権を全額回収するまで、手許に滞留させていた。なお、広島市中小企業協同組合作成に係る集計表によると、平成28年8月31日時点で、その金額は1,156万2,072円であった。

(ウ) 報告及び監査について

広島市中小企業協同組合は、損失の発生及び債権の取立について、1か月ごとの状況を翌月7日までに広島市に報告しなければならない。広島市は、必要があるときは、広島市中小企業協同組合の業務の運営状況を監査することができる。（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第2項第6号、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第9条）

広島市中小企業協同組合は、毎年度末に、当該年度内の損失の発生及び債権

の取立について報告しているにとどまる。近年、広島市中小企業協同組合に対する監査は実施されていなかった。

【監査の結果（指摘事項）】

広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱は、広島市は、広島市中小企業協同組合融資制度に基づき、広島市中小企業協同組合が、その組合員である中小企業者に貸し付けたことによって生じた損失の補償に充てるため、同協同組合と損失補償契約を締結すると定め（要綱第2項柱書）、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書は、広島市は、同協同組合が、広島市中小企業協同組合融資制度に基づいて、その組合員である中小企業者に貸し付けたことによって損失を受けたときは、同協同組合に対してその損失を補償することを定めるとともに（契約書第1条第1項）、同協同組合は、広島市から損失補償を受けた後においても、善良な管理者の注意をもって、その貸付に係る債権を保全し、かつ、その取立に必要な措置を講ずるものと定めているところ（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第5項ア、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第6条）、広島市中小企業協同組合においては、訴えの提起などの法的手続をとっていない、連帯保証人に対する取立を行っていないなど、その保全及び取立が十分に行われておらず、また、同協同組合が保全し、かつ、その取立に必要な措置を講じなければならない債権は、平成23年度末には、合計159件、総額約4億8,153万円であったものが、平成27年度末には、合計169件、総額約5億4,234万円へと増加の一途をたどっていた。

また、広島市中小企業協同組合は、広島市から損失補償を受けた後において、当該中小企業者に対する債権の取立によって金銭を回収したときは、当該損失補償金交付申請の基礎となった代位弁済の額に対する損失補償金の割合をもって、当該回収金を広島市に支払わなければならないと定めているところ（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第5項イ、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第7条）、同協同組合においては、中小企業者に対する債権の取立によって分割して回収した金銭については、当該中小企業者に対する債権を全額回収するまで、手許に滞留させていた。

さらに、広島市中小企業協同組合は、損失の発生及び債権の取立について、1か月ごとの状況を翌月7日までに広島市に報告しなければならないと定めているところ（広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱第2項第6号、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第9条）、同協同組合は、毎年度

末に、当該年度内の損失の発生及び債権の取立について報告しているにとどまっていた。

以上のとおり、広島市中小企業協同組合において、損失補償の対象となった債権の保全及び取立が十分に行われておらず、回収金の返還、取立についての報告が、広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書の定めるところに準拠して行われていないにもかかわらず、同協同組合に対する損失補償が行われてきたことは、広島市の財務に関する事務の執行として著しく妥当性を欠くものとする。速やかに、広島市中小企業協同組合の業務の運営状況を監査した上で、同協同組合に対して、債権の全部を保全し、これらの取立に努めるよう請求し、債権の全部の取立について毎月報告するよう請求し、同協同組合が手許に滞留させている回収金の支払を請求すべきである。

ウ 広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度について

広島市は、広島市内の中小企業者の経営に必要な事業資金の融資を円滑にするために、広島市中小企業協同組合との間で契約書を締結し、同協同組合がその組合員である中小企業者に貸し付け、返済期限までに弁済を受けなかった元本、利子及び遅延利子の合計額に相当する額を損失として、同協同組合に対してその損失を補償すると定め、同協同組合は、広島市に対し、損失の100分の96に相当する額について、年度末までにその補償を請求するものと定めている（広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書第1条、第4条）。

ところで、市中金融機関は、プロパー融資をする場合、貸付債権を回収できなければ損失を被るので、この損失を最小限度に抑えるため、回収コストをかけて、貸付債権を保全し、その取立をすることとなり、また、貸付債権が回収できずに損失を被ることを可及的に予防するため、与信の審査を慎重に行うこととなる。

これに対し、広島市中小企業協同組合が融資をする場合、弁済期限までに弁済を受けなかった元本、利子及び遅延利子の合計額に相当する額は損失となるが、その96パーセントに相当する額について広島市から補償を受けられることから、実質的な損失はその4パーセントに相当する額にとどまるのであり、同協同組合においては、貸付債権を保全し、その取立をする動機が発生しにくい。また、自ら回収コストをかけて貸付債権を回収しても、その96パーセントに相当する額を広島市に支払わなければならないことから、残り4パーセントに相当する実質的な回収見込額を超えて回収コストをかける経済合理性がない。このように、広島市が広島市中小企業協同組合に対してする損失補償の割合の高さは、同協同組合に、回収コストをかけて、貸付債権を保全し、その取立をする動機を生じさせることの支障となっている。

広島市中小企業協同組合に対する損失補償の割合が96パーセントであることについては、「信用保証協会の保証付借入が困難な零細企業の支援を後押しするものと考えている」との説明を、同協同組合の融資判断については、「財務、収支、キャッシュフロー等、金融機関と同様の審査を行っており問題のないものと考えている」との説明をそれぞれ受けた。確かに、広島市中小企業協同組合が融資をする場合、損失が発生しても、実質的な損失は発生した損失の4パーセントに相当する額であり、貸付債権が回収できなくても被る実質的な損失はわずかであって、市中金融機関における与信の審査と比較して、同協同組合における与信の審査は緩やかとなる。結果として、市中金融機関では与信が受けられなかった中小企業者が与信を受けられる機会を拡大することとなる一方、税金その他の貴重な財源が、同協同組合における与信の審査が緩やかになることによって生じる損失の代

償となり得る。広島市中小企業協同組合が融資取引する者の数は、平成２３年度には１１２であったものが平成２７年度には１０４まで順次減少しており、少なくとも市中金融機関では与信が受けられなかった中小企業者が与信を受けられる機会が限定されている状況において、この間、広島市が広島市中小企業協同組合に対してする損失補償の額は、平成２３年度には約１，３３７万円であったものが、平成２５年度にはいったん減少したものの、平成２７年度には約３，４５６万円へと増加しており、税金その他の貴重な財源が同協同組合の損失の代償となり得ることが、中小企業者の経営に必要な事業資金の融資を円滑にする目的に照らして許容できるものか、問題がないとはいえない。

【監査の意見】

広島市は、広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度要綱、広島市中小企業協同組合との間の損失補償契約書に基づいて、広島市中小企業協同組合に対し、同協同組合が同要綱に基づいて組合員に貸し付けたことによって生じた損失を補償しているところ、この補償金の額は損失の１００分の９６に相当する額とする点について、同協同組合に、回収コストをかけて、貸付債権を保全し、その取立をする動機を生じさせることの支障となっていること、税金その他の貴重な財源が、同協同組合における与信の審査が緩やかになることによって生じる損失の代償となっているのではないかと疑問も否定できないことを踏まえ、損失補償の割合は高すぎるのではないかなどといった疑念を抱かれないよう、議会と市民に対し、補償金の額は損失の１００分の９６に相当する額とする合理的理由を分かりやすく説明された上で、広島市中小企業協同組合に対する損失補償制度を実施されたい。